

## 金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正後
<p>I 金融コングロマリット監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1 金融コングロマリットの定義</p> <p><u>「金融コングロマリット」とは、(1)～(4)のいずれか、又はこれらの複数に該当する企業グループのうち、経営管理会社（当該グループの経営を管理している会社で、以下に定義する「金融持株会社」、「事実上の持株会社」、「金融機関親会社」又は「外国持株会社等」のいずれかに該当するもの。）及びその傘下にあるグループ内の他の会社（以下「グループ内会社」という。）から構成されるグループをいう。</u></p> <p>(1) 金融持株会社グループ</p> <p><u>「金融持株会社グループ」とは、本監督指針においては、金融持株会社（注1）及びその子会社（注2）である金融機関（注3）並びに当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社（注4）から構成されるグループをいう。</u></p> <p>(注1)「金融持株会社」とは、銀行法第2条第13項に定める「銀行持株会社」、長期信用銀行法第16条の4に定める「長期信用銀行持株会社」、保険業法第2条第16項に定める「保険持株会社」、又は証券取引法第59条第1項に定める証券会社を</p>	<p>I 金融コングロマリット監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1 金融コングロマリットの定義</p> <p><u>「金融コングロマリット」とは、金融庁組織規則（以下「規則」という。）第8条第4項第1号に規定する金融コングロマリットをいう。具体的には、以下の4つのグループに分類される。</u></p> <p>(1) 金融持株会社グループ</p> <p><u>「金融持株会社グループ」とは、規則第8条第4項第1号ニに規定する企業集団のうち、金融持株会社（注1）を経営管理会社（注2）とするグループをいう。</u></p> <p>(注1)「金融持株会社」とは、銀行法第2条第13項に定める「銀行持株会社」、長期信用銀行法第16条の4に定める「長期信用銀行持株会社」、保険業法第2条第16項に定める「保険持株会社」、同法第272条の37第2項に定める「少額短期保</p>

## 金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正後
<p>子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第5項第1号に規定する持株会社。以下「証券持株会社」という。）の複数に該当する持株会社又はこれらのいずれかであって、銀行（長期信用銀行含む）、保険会社、証券会社等（証券会社、証券投資顧問業者又は投資信託委託業者）のうち、2以上の異なる業態の金融機関を子会社とする会社をいう。</p>	<p><u>険持株会社</u>」、若しくは証券取引法第59条第1項に定める証券会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第5項第1号に規定する持株会社。）の複数に該当する持株会社又はこれらのいずれかであって、銀行（長期信用銀行を含む。）、保険会社（<u>少額短期保険業者を含む。</u>）、証券会社等（証券会社、証券投資顧問業者又は投資信託委託業者）（以下「<u>金融機関</u>」という。）のうち、<u>いずれか2以上の異なる業態の者を</u>子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8第3項に規定する子会社をいう。）とする会社をいう。</p>
<p><u>（注2）「子会社」とは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に規定する連結子会社をいう。（ただし、同等の連結財務諸表規則を採用している「外国持株会社等グループ」の場合は、当該外国持株会社等が採用する当該規則における連結子会社をいう。）</u></p>	<p><u>（注2）「経営管理会社」とは、「金融持株会社」、「事実上の持株会社」、「金融機関親会社」又は「外国持株会社等」のいずれかに該当するもので、金融コングロマリットの経営を管理している会社（会社以外の法人を含む。）をいう。また、グループ内の経営管理会社以外の会社を「グループ内会社」という。</u></p>
<p><u>（注3）「金融機関」とは、銀行、保険会社、証券会社等をいう。</u></p>	<p>（削る）</p>
<p><u>（注4）「当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」とは、以下のいずれかに該当する会社をいう。</u></p>	<p>（削る）</p>

## 金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正後
<p><u>①経営管理会社を連結財務諸表作成会社とした場合において連結対象又は持分法適用対象となる会社</u></p> <p><u>②内部管理に関する業務（法令等遵守管理に関する業務、リスク管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務、税務に関する業務）の一部又は全部を、経営管理会社又はグループ内の金融機関と共通の役員又は使用人によって行わせている他の会社</u></p> <p>(2) 事実上の持株会社グループ  「事実上の持株会社グループ」とは、<u>事実上の持株会社（注5）及びその子会社である金融機関並びに当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社から構成されるグループをいう。</u></p> <p>(注5)「事実上の持株会社」とは、<u>金融持株会社に該当しない会社で、銀行、保険会社、証券会社等のうち、2以上の異なる業態の金融機関を子会社とする銀行、保険会社、証券会社等以外の会社をいう。</u></p> <p>(3) 金融機関親会社グループ  「金融機関親会社グループ」とは、<u>金融機関親会社（注6）及</u></p>	<p>(2) 事実上の持株会社グループ  「事実上の持株会社グループ」とは、<u>規則第8条第4項第1号二に規定する企業集団のうち、事実上の持株会社（注3）を経営管理会社とするグループをいう。</u></p> <p>(注3)「事実上の持株会社」とは、<u>金融持株会社に該当しない会社で、金融機関のうち、いずれか2以上の異なる業態の者を子会社とする金融機関以外の会社をいう。</u></p> <p>(3) 金融機関親会社グループ  「金融機関親会社グループ」とは、<u>規則第8条第4項第1号二</u></p>

## 金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正後
<p><u>びその子会社である金融機関並びに当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社から構成されるグループをいう。</u></p> <p>(注6)「金融機関親会社」とは、銀行、保険会社又は証券会社等のいずれかであって、自らと異なる業態の金融機関を子会社とする会社をいう。</p> <p>(4) 外国持株会社等グループ 「外国持株会社等グループ」とは、<u>外国持株会社等（注7）及び当該外国持株会社等の支店又は子会社である国内の金融機関、並びに当該国内の金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社から構成されるグループをいう。</u></p> <p>(注7)「外国持株会社等」とは、<u>外国の法令に準拠して設立された金融持株会社等の法人で、国際的に上記（1）～（3）の形態の金融コングロマリットを形成し、国内に銀行、保険会社、証券会社等の支店又は子会社を有する会社をいう。</u></p>	<p><u>に規定する企業集団のうち、金融機関親会社（注4）を経営管理会社とするグループをいう。</u></p> <p>(注4)「金融機関親会社」とは、<u>金融機関のいずれかに該当する者であって、金融機関のうち、自らと異なる業態の者を子会社とする会社をいう。</u></p> <p>(4) 外国持株会社等グループ 「外国持株会社等グループ」とは、<u>規則第8条第4項第1号ホに規定する企業集団であり、外国持株会社等（注5）を経営管理会社とするグループをいう。</u></p> <p>(注5)「外国持株会社等」とは、<u>外国に本店又は主たる事務所を有する法人で、国内に子会社又は支店として金融機関を有し、かつ、当該法人及びその国内又は外国の子会社のうちに、金融機関のうちいずれか2以上の異なる業態の者を含む者をいう。</u></p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正後
	<p>(参考)</p> <p><u>金融庁組織規則（平成10年総理府令第81号）</u></p> <p><u>第8条</u></p> <p><u>4 コングロマリット室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p><u>一 次のイからハまでに掲げる者（以下この項において「銀行等」という。）であって、金融コングロマリット（次のニ又はホに規定する企業集団をいう。以下同じ。）を構成する者についての監督事務に関する総合調整に関すること。</u></p> <p><u>イ 銀行業を営む者</u></p> <p><u>ロ 保険業を行う者</u></p> <p><u>ハ 証券業を営む者、投資信託委託業者又は投資顧問業（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。）を営む者</u></p> <p><u>ニ 次の(1)及び(2)に掲げる者（(3)又は(4)に掲げる者がある場合には当該者を含む。）で構成される企業集団</u></p> <p><u>(1) 国内に本店又は主たる事務所を有する法人であって、当該法人及びその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵</u></p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正後
	<p><u>省令第五十九号。(3)において「財務諸表等規則」という。)</u> <u>第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。)</u> <u>のうちに、イからハまでに掲げる者のうちいずれか二以上の者を含む者</u></p> <p><u>(2) (1)に掲げる者の子会社</u></p> <p><u>(3) (1)に掲げる者の関連会社（財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。ホ(3)において同じ。)</u></p> <p><u>(4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、内部管理に関する業務を(1)に掲げる者又はその子会社である銀行等と共通の役員又は使用人が行っている会社</u></p> <p><u>ホ 次の(1)及び(2)に掲げる者（(3)又は(4)に掲げる者がある場合には当該者を含む。）で構成される企業集団</u></p> <p><u>(1) 外国に本店又は主たる事務所を有する法人であつて、国内に子会社又は支店として銀行等を有し、かつ、当該法人及びその子会社のうちに、イからハまでに掲げる者のうちいずれか二以上の者を含む者</u></p> <p><u>(2) (1)に掲げる者の国内の子会社又は支店</u></p> <p><u>(3) (1)に掲げる者の関連会社</u></p> <p><u>(4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、内部管理に関する業務を(1)に掲げる者又はその国内の子会社若しくは支店である銀行等と共通の役員又は使用人が行</u></p>

## 金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正後
	<p style="text-align: center;"><u>っている国内の会社</u></p> <p><u>二 金融コングロマリットを構成する銀行等の監督事務に関する指針の策定に関する事務の総括に関すること。</u></p> <p><u>三 金融コングロマリットを構成する銀行等の監督事務に係る施策（金融コングロマリットの業務又は財産に関するリスクの管理に係る施策を含む。）に関し総合的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u></p>

## 金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正後
<p>Ⅱ－２ 財務の健全性</p> <p>Ⅱ－２－１ 自己資本の適切性</p> <p>(１) グループ内の金融機関の自己資本の適切性 (略)</p> <p>(２) 金融コングロマリットの自己資本の適切性</p> <p>① 金融コングロマリットは、経営管理会社又はグループ内の金融機関に係る個別法等によって連結自己資本比率の計算及びそれに基づく連結自己資本の充実等が求められている場合を除き、以下の計算に基づき算出したグループの合算自己資本が、所要自己資本を下回ることのないよう、合算自己資本の適切性確保のための方策を講じなければならない。</p> <p>(注１) 合算自己資本の計算には、<u>金融コングロマリットに含まれる銀行、証券会社又は金融持株会社の自己資本を必ず含むこととし、自己資本の計測に必要な情報の入手等が法的に困難な国にある会社、自己資本比率の算出上無視しうるほどに規模の小さい会社（それらを合算して無視できない規模になる場合を除く）、その会社を計算に含めることが不適當或いは誤解を招くこととなると考えられる会社の自己資本を除くこととする。</u></p> <p>(注２) グループ内の保険会社については、通常の予測を超えて発生するリスクに対して、資本・準備金等の支払能力が十分に確保されていることが必要である。</p>	<p>Ⅱ－２ 財務の健全性</p> <p>Ⅱ－２－１ 自己資本の適切性</p> <p>(１) グループ内の金融機関の自己資本の適切性 (略)</p> <p>(２) 金融コングロマリットの自己資本の適切性</p> <p>① 金融コングロマリットは、経営管理会社又はグループ内の金融機関に係る個別法等によって連結自己資本比率の計算及びそれに基づく連結自己資本の充実等が求められている場合を除き、以下の計算に基づき算出したグループの合算自己資本が、所要自己資本を下回ることのないよう、合算自己資本の適切性確保のための方策を講じなければならない。</p> <p>(注１) 合算自己資本の計算には、<u>経営管理会社が作成する連結財務諸表（外国持株会社等の場合は当該会社が外国において作成する同等の連結財務諸表）に含まれる銀行、証券会社又は金融持株会社の自己資本を必ず含むこととし、自己資本の計測に必要な情報の入手等が法的に困難な国にある会社、自己資本比率の算出上無視しうるほどに規模の小さい会社（それらを合算して無視できない規模になる場合を除く）、その会社を計算に含めることが不適當或いは誤解を招くこととなると考えられる会社の自己資本を除くこととする。</u></p> <p>(注２) グループ内の保険会社については、通常の予測を超えて発生するリスクに対して、資本・準備金等の支払能力が十分に確保されていることが必要である。</p>